

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年3月1日

今治市監査委員 木原盛展  
同 渡部豊

対象団体	主管部局課	監査結果報告書の日付
愛媛県漁業協同組合 今治支所など	産業部 産業政策局 農林水産課	令和6年1月30日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 水産業共同利用施設設置事業において、事業完了後の事務（実績報告書の受領、交付額の確定）を、補助事業者から工事業者等への事業費支払い前に行っている事例が見受けられたので、今後は、適正に事務執行されたい。(主管部局課)</p>		
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 実績報告書の提出前に事業費の支払いをすること、かつ、実績報告書提出にあたり、領収書等の事業費の支払いが確認できる資料を添付すること、また、必要がある場合は、今治市共同利用施設設置事業費補助金交付要綱第12条の規程に基づき、市へ概算払請求を行うように相手方に指導した。</p>		

対 象 団 体	主 管 部 局 課	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
やったるDAY実行委員会	教育委員会事務局 教育政策局 生涯学習課	令和6年1月30日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 イベント終了後に次年度以降のための物品を購入していたので、今後は適切な事務執行をされたい。(団体)</p> <p>(意見)</p> <p>1 イベント保険等に未加入であったので、不測の事態に対応するためにもイベント保険等への加入を検討されたい。(団体)</p>		
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 今後は、現年分の物品のみを購入するよう徹底する。</p> <p>(意見)</p> <p>1 次回からの加入に向けて早急に検討を進める。</p>		

対 象 団 体	主 管 部 局 課	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
宗 教 法 人 満 願 寺	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 政 策 局 生 涯 学 習 課	令 和 6 年 1 月 30 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 木造薬師如来立像を今治市外で修繕するため、現状変更及び区域外移転の許可申請書がそれぞれ補助事業者から提出されたが、教育委員会が作成した許可書には現状変更に対しての許可のみ記載され、区域外移転許可については明記していなかった。また、現状変更については終了報告の提出を求めていたが、補助事業者からの口頭での報告のみで対応していた。今後同様の事業が実施される場合は、適正に事務処理するようにされたい。(主管部局課)</p>		
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 今後は、現状変更及び区域外移転の手続きについて認識を改め、許可書の内容に注意を払い、手続きに沿って終了報告は書面で事務処理するようにした。</p>		

対 象 団 体	主 管 部 局 課	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
宗教法人 綱敷天満神社	教育委員会事務局 教育政策局 生涯学習課	令和6年1月30日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 文化財(名勝)に存在する松が民地や道路にせり出して危険な状態であるため、教育委員会職員による現場確認を経たうえで対象松の伐採が補助事業により実施されたが、関係法令に基づく現状変更等の許可手続を本来書面で行うべきところ、口頭で対応したのみであった。今後同様の事業が実施される場合は、適正に事務処理するようにされたい。(主管部局課)</p>		
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 今後は、関係法令に基づく現状変更の手続きについて認識を改め、関係法令を遵守し、書面で事務処理するようにした。</p>		